

「安全確保の措置」に係る遵守事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、甲の情報を閲覧する者の個人情報侵害することのないよう、甲から委託を受けて情報を公開するために利用する機器等の管理を適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務の実施に当たり、ホスティングサービス、レンタルサーバー、ハウジングサービス又はこれらに類するサービスを利用する場合は、第1項に沿って本遵守事項に定める各事項を満たすよう、この契約による事務を処理するに当たり、事前にサービス提供者との間で取り決め又は確認をすること。

（ウイルス対策の実践）

第2 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、利用するサーバ等の機器について、ウイルス検知用データは常に最新のものに更新すること。

2 Webサーバの管理用又は更新用等にパソコン等の機器を利用する場合は、乙はこれら機器に対しても第1項で規定する措置を講じること。

（ソフトウェアの更新）

第3 乙は、本遵守事項の第2の対象となる機器で利用するソフトウェアに対しては、定期的に修正プログラムを適用し、できる限りソフトウェアを最新の状態にしておくこと。

（ファイアウォールの導入）

第4 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、ファイアウォールを設定し通過させるパケットや遮断するパケットに対するルールを設定しておくこと。

（セキュリティ診断）

第5 乙は、外部の者によるセキュリティ診断を受けること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（ログのチェック）

第6 乙は、この契約による委託期間中、定期的にログ（Webサーバー、OS、ルータ、DB等）をチェックすること。

（コンテンツ内容の確認等）

第7 乙は、著作権を侵害するような写真やイラスト、ファイル等は使用しないこと。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、コンテンツの取込持出時の検疫方法と取扱手順を事前に定めておくこと。

(パスワードの管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、本遵守事項の第2の対象となる機器等には安全なパスワードを設定することとし、定期的に変更すること。また、不要なアカウントを登録しないこと。

(コンテンツ等の管理)

第9 乙は、Web サーバやデータベースサーバ等、コンテンツや情報等を格納するディレクトリやファイルに対しては適正なアクセス権限を設定すること。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、下記の対策を講じること

- ① SQL インジェクション、クロスサイト・スクリプティング等の脆弱性への対策を講じること。
- ② 不要なページやウェブサイトを公開しないこと。
- ③ 不要なエラーメッセージを返さないこと。
- ④ 不要なサービスやアプリケーションを起動させないこと。

(セキュリティポリシー)

第10 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、セキュリティポリシーを策定すること。ただし、既にセキュリティポリシーを定めている場合はこの限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、不正侵入やウイルス感染が発生した場合の対応方法を策定しておくこと。ただし、既にこれらの対応方法を定めている場合はこの限りでない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、本遵守事項に定める各事項の状況について、随時調査することができるものとする。

(契約解除及び損害賠償) ※契約書中に契約解除及び損害賠償に関する定めがない場合

第12 甲は、乙が本遵守事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である和歌山県を、乙は受託者を指す。
- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。